

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業の目的

指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 運営の方針

介護支援専門員等は、要介護者等利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、総合的かつ効率的な保険医療および福祉サービスの提供を目的とする居宅介護支援を行います。

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立な援助を行い、関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業所の概要

（１）事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センター歩
所在地	〒８７４－０８４９ 別府市大字鶴見字古殿４３４－２
介護保険事業所番号	４４７０２０２３７７
サービス提供地域	大分市 別府市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	１名 (兼務)		管理	１名
介護支援専門員	介護支援専門員				

（３）営業時間

月 ～ 金	午前 8 : 3 0 ～ 午後 5 時 3 0 分
-----------------	-------------------------------------

＊土・日曜日、祝日および12月31日～1月3日までは休業とします。

4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 契約締結

お電話もしくはご来所の上お申し込みください。担当者が説明にお伺いいたします。当事業所にケアプラン作成について相談することでご了解いただけましたら、契約書を取り交わします。

(2) 居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話をうかがい、解決すべき課題を明らかにします。必要があれば関わっている関係機関等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。

居宅サービス計画書の作成にあたり、当該地域における複数のサービス事業所等に関する情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者の課題を解決するための居宅サービス計画の原案を作成し、利用者およびご家族に説明し利用者から文章により同意を得ます。サービス担当学会議を開催して作成することもあります。

その際利用者もしくは家族は、居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所について、居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

(3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者の方やご家族と毎月連絡をとり、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者により実施状況を把握し、必要な連絡調整を行います。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

(4) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望した時は、施設の紹介をする等のお手伝いをいたします。

(5) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、当事業所がその必要性を判断したときは、双方で話し合い、ご了解を得た上で居宅サービス計画を変更いたします。

(6) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、大分県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

5 利用料金

(1) 利用料

利用料は次の[居宅介護支援料金表]の通りです。要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されますので、通常は自己負担はありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、下記の料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、後日、市等の担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

要介護 １・２	１０，８６０円
要介護 ３・４・５	１４，１１０円

(２) 交通費

前記３の(１)の「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費を請求する場合があります。

車での移動の際は、１kmあたり３０円となります。

(３) 解約料

利用者はいつでも文章により契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(４) 支払い方法

料金が発生する場合、月毎の清算とし、請求しますので、翌月末日まで以下の方法でお支払いください。

確認次第領収書を発行いたします。

指定口座への振り込み（振り込み手数料は契約者負担）

銀行名： 豊和銀行 亀川支店

口座番号： 普通口座 １１２１６５０

口座名義： 株式会社 秀 代表取締役 一力 秀次

(カブシキカイシャ シュウ ダイエイトリシマリヤク イチリキシュウジ)

6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(１) 運営の方針

- ① 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。
- ② 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行うとともに、公正中立な援助を行います。
- ③ 関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 職務上知り得た情報は正当な理由なく第三者に提供しません。

(２) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方はご相談に応じますので、お申し出ください。
- ② 介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

7 守秘義務への対応

事業者およびサービス従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者および家族等に関する個人情報を、利用者の地域での生活支援、相談援助等の目的のために使用します。また、利用者および家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

8 虐待防止のための措置

介護支援専門員等は利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市町村へ報告します。

9 身体拘束禁止のための措置

介護支援専門員は、居宅介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録し保管します。

10 業務継続計画の策定

介護支援専門員は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

11 衛生管理等

介護支援専門員は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

また、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 1 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関するご相談・要望・苦情等は下記の当事業所の担当者までお申し出ください。

当事業所 苦情相談窓口	受付時間 9：00～16：00（月曜日～金曜日）
	担当者：佐藤美穂 電話：0977-84-7881

(2) その他

上記以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

別府市の場合は下記の窓口があります。

別府市役所 高齢者福祉課 0977-21-1463

1 2 当法人の概要

法人名称	株式会社 秀
代表者	代表取締役 一力 秀次
法人所在地	〒874-0849 別府市大字鶴見字古殿434-1
電話番号	0977-75-8814
FAX番号	0977-75-8834
設立年月日	平成21年10月1日

1 3 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して文章面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

所在地 別府市大字鶴見字古殿 4 3 4 - 1
 名 称 株式会社 秀
 代表取締役 一力 秀次 ⑩

所在地	別府市大字鶴見字古殿434-2
名 称	居宅介護支援センター歩
管理者	佐藤 美穂 ㊞
事業所番号	4470202377
説明者	佐藤 美穂 ㊞

私は、本書面により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

住所
氏名 印住所
氏名 印